

武雄市農業委員会

平成29年2月総会議事録

平成29年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年2月6日(月)
(開会)午後3時25分 (閉会)午後4時35分
2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室
3. 出席状況 出席者33人 欠員1人 欠席者 3人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠員)		
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次		○
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信		○	浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝		○
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更及び農地法 第5条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	1件
議案第7号	農地の買受適格証明願(耕作目的)について	2件
議案第8号	農地移動適正化あっせん事業に係る委員の 指名について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第4条の規定による許可の取消しについて	1件

事務局長

ただ今から、平成29年2月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、12番中野委員、26番永尾委員、32番坂口委員が欠席となっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成29年2月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第8号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、5番小柳 満委員、23番田栗保信委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

先月、ご審議いただいた農地法第4条の許可申請1件、農地法第5条の許可申請7件のうち4件は、許可となっています。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されております。この2件の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この2件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会長

無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりましたが地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

36番委員

ここは、当初ビニールハウスを建てられておら等を、保管されていたが、今回駐車場に無断転用されました。よろしくお願いします。

会 長

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が7件提出をされています。

この7件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、番号1番につきましては、去る1月27日に調査委員会A班に調査を依頼しておりましたので、座長の本山幸雄委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年1月27日午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、農地法第5条1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

主な質疑内容は、①「造成の高さはどうなるのか。」という質疑あり、「南側の市道より50cmほど高くなります。」という回答がありました。②「排水は南側道路側溝となっているが小さくないか。」という質疑があり、「西側の側溝は現在より深いものに付替えます。また集水枡を4カ所、市道との接続部分にも1カ所設けるので流れを和らげることができます。それと南側道路側溝の布設工事を行います。現状のものを利用し傾斜を調節し流れやすくします。」という回答がありました。③「地盤は柔らかくないか。」という質疑があり、「ボーリング調査はしてないが、別件ですぐ北側の造成工事を行ったときはやわらかくはなかった。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告がおわりましたが、残りの6件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

6番の件ですが、今までは(法人名)で申請があったが(法人名)の手続きを個人でされたの今回の申請になった。現地は荒廃地でやむ得ないと思います。

10番委員

5番の件ですが、前回の一時転用を引き継ぐということです。

会長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会長

次に、議案第4号を議題といたします。

農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりましたが、地元委員さんから補足説明があればその説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会長

無いようですので、質疑を開始します。

33番委員

調査委員会の対象にできないか。

会長

後だって提案したい。

会長

調査委員会の開催要項に農業委員会が特に認める場合を追加したい。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

はい、それでは議案第5号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。
武雄市非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第7号を議題といたします。
農地の買受適格証明願い(耕作目的)が提出されております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案説明が終わりましたので質疑に入りたいと思っておりますが何かございませんか。

2番委員

1番の件ですが、去年8月5日に転用目的で提案された件です。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第7号の質疑をとどめます。

議案第7号農地の買受適格証明願（耕作目的）につきまして、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号農地の買受適格証明願（耕作目的）につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に議案第8号を議題といたします。

あっせんに係る委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第8号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第8号の質疑をとどめます。

議案第8号あっせんに係る委員の指名につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号あっせんに係る委員の指名につきましては、原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出についてございますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたので、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

特に、ご意見等がなければ、報告事項ですので、これで止めたいと思います。

会 長

次に報告事項第2号として、農地法第4条の規定による許可申請の取消しについてでございますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたので、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

特に、ご意見等がなければ、報告事項ですので、これで止めたいと思います。その他、皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成29年2月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。